

長井市の都市計画

1 都市計画の位置づけ

日本の国土の 7 割は山地であり、生活に適した場が限られているため、この空間を大切に利用する必要があります。このため、多角的な視野に立脚して、将来の国土の総合的な開発や整備あるいは土地利用等に関する計画が策定されています。これらは、行政を推進するための長期的な目標、いわばビジョンとして、国、都道府県、市町村のそれぞれのレベルで定められています。この目標を達成するために、各種の個別の法律に基づいた各計画の決定や開発整備事業等が有機的に実施されています。

都市計画法は、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡のある発展と公共の福祉の増進に寄与する。」ことをその目的としており、各種都市計画に関する開発法、事業法、規制法等の母法として、ビジョンに沿った都市行政を担っています。

2 マスタープラン（都市計画法第 18 条の 2）

都市計画マスタープランは、どのような方針でどのような都市を作ろうとしていくのかを地域ごとの市街地像等で示すものです。また、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業について将来のおおむねの配置、規模等を示すものでもあります。そうした個々の都市計画が将来の都市全体の姿の中でどこに位置づけられ、どのような役割を果たしているのかを住民が理解しやすいようにしています。

市町村のマスタープランは、平成 4 年の都市計画法改正により創設された計画であり、山形県が定める都市計画区域マスタープランに即し、都市計画区域内の各市町村を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫のもと定めるものです。

長井市の都市計画マスタープランは平成 12 年 3 月に策定し、平成 30 年 3 月に改定しています。

《都市計画マスタープランに定める事項》

- 長井市のまちづくりの理念や都市計画の目標
- 市全体構想
- 地域別構想

【参考】都市計画マスタープランの位置づけ[都市計画法第 18 条の 2]

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

3 都市計画区域（法第 5 条）

都市計画区域は、都市計画を策定する場ともいうべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法及び関係法令の規制を受けるべき土地の区域です。具体的には市の中心市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を指定するものです。長井市では都市計画区域として約 2,313ha を指定しています。

長井市の都市計画区域の変遷

決定：約 13,500ha 昭和 15 年 8 月 30 日
（旧平野村の山間部と伊佐沢地区を除く地域）
変更：約 1,450ha 昭和 43 年 10 月 25 日（山地の区域を除外）
変更：約 1,504ha 昭和 56 年 1 月 23 日（岡鼠原地区の編入等）
変更：約 2,313ha 平成 22 年 3 月 30 日（今泉及び九野本の編入）

4 区域区分（法第 7 条）

都市計画区域は、計画的に市街化を図るべき「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することができます。これは都市の無秩序な市街化を防止し、健全な発展と秩序ある整備を図るための区分で、長井市では区分（線引き）していません。実施するか否かは県の決定になります。

5 地域地区

地域地区は、都市計画区域内の自然的条件や土地利用の動向などを考慮しながら、都市が持つ種々の機能の増進と生活環境の向上を図るため、主として建築物の利用目的及び形態面に規制を加え、都市のあるべき土地利用を実現するために定めるものです。

地域地区に関する都市計画のうち、長井市では 2 種類の地域地区を定めています。

① 用途地域（法第 8 条第 1 項第 1 号）

用途地域は、都市における雑多な建築物が混在して、生活環境が悪化したり、あるいは都市機能が低下したりすることを防ぐため、各地域を住居や商業、工業等の用途に区分するものです。それぞれの地域で建物を建てる場合には、お互いに守るべき最低限のルールとして建築物の用途制限、建ぺい率及び容積率等に従って建てます。

本市の用途地域は昭和 44 年 4 月に指定しました。その後、4 回の変更を経て現在は約 564ha を用途地域に指定しています。

また、平成 29 年 5 月には、都市計画法及び建築基準法が改正され、住居系用途地域の一類型として、田園住居地域が新たに都市計画に位置付けられました。長井市での指定はありません。

長井市の用途地域の変遷

決定：4 種類 約 380ha 昭和 44 年 4 月 21 日
変更：8 種類 約 430ha 昭和 47 年 4 月 1 日（4 種類から 8 種類に）
変更：8 種類 約 549ha 昭和 55 年 7 月 15 日
（工業地域拡大と西側の住居系用途指定）

次頁続く

変更： 10種類 約549ha 平成 7年6月15日（8種類から12種類に）

変更： 10種類 約564ha 平成13年5月25日（館町南地区に用途指定）

② 特別用途地区（法第8条第1項第2号）

特別用途地区とは、用途地域内の一部において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区です。特別用途地区の趣旨は、主として、用途地域による用途規制について、制限を強化したり緩和したりすることによって、当該地区の特別の目的を果たそうとするものであり、制限の内容は地方公共団体の条例により定めることとされています。ただし、用途地域に用途規制を緩和する場合には、一般的制限に重大な例外を設けることになるので、国土交通大臣の承認を要することとされています。

長井市では、3つの地区で、計62haが指定されています。

長井市の特別用途地区

特別業務地区：準工業地域で沿道サービスのため規制を強化

娯楽・レクリエーション地区：第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域で
娯楽レクリエーション施設の緩和

大規模集客施設制限地区：準工業地域で床面積1万㎡超の大規模集客施設の
立地を制限

長井市の特別用途地区の変遷

決定： 2種類 約21.3ha 昭和47年4月 1日（娯楽レクリエーション地区及び
特別業務地区を指定）

変更： 2種類 約21.3ha 昭和55年7月15日（区域界の微修正）

変更： 2種類 約29ha 平成 7年6月15日（はぎ苑周辺の拡大等）

変更： 3種類 約62ha 平成26年12月11日

（大規模集客施設制限地区の設定）

6 都市施設

多くの人が住む都市では様々な都市活動が営まれており、活動が円滑に行われるためには、都市の合理的な土地利用を実現する必要があります。道路、公園、下水道などの都市施設は安全で快適な都市生活や機能的な都市活動を支えるために必要不可欠な公共施設です。

① 道路（法第11条第1項第1号）

道路は都市の骨格を形成するものであり、都市における円滑な移動を確保するための交通機能や都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成します。さらに上下水道・ガス・電力・通信等の供給処理施設等の収容空間になるなどの多様な機能を有し、都市活動を支えている根幹的施設です。

長井市の道路網は、交通の広域化に対応するため、駅や市街地内から郊外にのびる軸、一般国道287号線と並行して南北交通を容易にする軸、それを東西に連絡し環状線を形成する主要な道路等を都市計画道路として決定しています。

都市計画道路は昭和15年10月に6路線を決定し、その後、数回にわたり追加、変更を行っています。現在13路線、延長22,130mを決定しており、このうち整備済延長が9,536mで、整備率は43.1%（令和5年3月末日現在）です。

また、長期の未整備の路線について、長期的視点から今後見直しが必要となります。

全国の都市計画決定された幹線街路の計画延長約 6.4 万kmのうち、未着手延長が約 2.1 万km、計画延長の約 32%が未着手路線となっている(平成 28 年 3 月末日時点)。



「都市計画運用指針」

- ・長期にわたり事業に着手されていない都市施設等の都市計画については、見直しのガイドラインを定めるとともに、これに基づき、必要性の検討を行うことが望ましい。
- ・都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合においては、変更の理由を明確にした上で見直しを行うことが望ましい。

国土交通省

② 駅前広場（法第 11 条第 1 項第 1 号）

駅前広場とは鉄道駅前の設置される鉄道とバス、タクシー、乗用車との乗り継ぎを円滑にする為に整備された広場のことです。市街地の拠点あるいは商業拠点となるもので、訪れた人が都市のイメージを最初に形づくる「都市の顔」でもあります。長井市では、長井駅前と羽前成田駅前の2箇所が都市計画決定されていますが、いずれも未整備です。

③ 公園・緑地（法第 11 条第 1 項第 2 号）

公園や緑地は、都市に快適な環境をつくり、市民の憩いやレクリエーションの場、福祉社会の健康づくりや自然とのふれあいの場の提供など、多様な市民ニーズに応える市民生活に密着した都市の根幹的な施設です。また、災害時の非難場所や復旧時の拠点機能を発揮するなど重要な役割を果たしています。都市計画公園には、身近な公園として街区内に居住する人の利用を目的とした「街区公園」、近隣に居住する人の利用を目的とした「近隣公園」、徒歩圏内に居住する人の利用を目的とした「地区公園」のほか、規模の大きな公園で市民の運動を目的とした「運動公園」や、広く市民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的に利用することを目的とした「総合公園」などがあります。

長井市では、都市の骨格を形成する公園・緑地について防災や景観を考慮して計画的な整備と長寿命化に努めています。現在13箇所、延長26.71haを決定しており、このうち、整備済が8箇所、29.48haです。

また、都市計画緑地として最上川河川緑地があり、計画面積242.2haに対して4.7haが整備されています。

④ 公共下水道（法第 11 条第 1 項第 3 号）

下水道は、河川や海域の汚濁や市街地の覆水を解消し、また、都市の美観を整え、トイレの水洗化を促進するなど、快適な生活環境の確保や水質保全のため、都市にとって不可欠な施設です。

公共下水道は、主として市街地における下水を排除し、または処理するための下水道で、家庭や工場の排水を処理するための終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続して処理するものです。汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠構造になっています。

本市では、659haの区域で603haが供用済み、91.5%の整備率です。

⑤汚物処理場（法第 11 条第 1 項第 3 号）

汚物処理場は、その位置を適切に定め、都市施設の一体的土地利用を図ることにより、都市環境の適正化を図るもので、平成 4 年 9 月に隣接して計画されている長井都市計画ごみ処理場の都市計画決定にあわせ、都市計画に定めています。

⑥ごみ処理場（法第 11 条第 1 項第 3 号）

ごみ処理施設は、汚物処理施設と同様に、都市計画法第 11 条第 1 項第 3 号に規定する都市施設に該当しますが、その建設にあたっては、建築基準法第 51 条により、都市計画においてその敷地の位置が都市計画決定していなければ建築物の建築ができないようになっていることから、ごみ処理場を平成 4 年 9 月に都市計画に定めています。

⑦河川（法第 11 条第 1 項第 4 号）

河川も道路や公園等の施設と同様に、都市の骨格を形成する上で重要な施設です。本市の河川は流域が市街化の傾向にあるため、河川災害を防止し、河川環境を保全し、都市施設の整備を円滑に推進する必要があります。また、市街地に隣接した最上川の広大なオープンスペースを憩いの場としてまちづくりに活用していけるよう、最上川の 4.4km 区間を河川や緑地として都市計画の決定をしました。

7 市街地の整備

宅地の供給を目的とした新市街地の整備や、環境改善を目的とした既成市街地の再整備など、計画的な市街地開発を必要とする箇所は数多く見られます。これらの地区を整備するためには、その地区の現況を的確に把握し、最もふさわしい手法を用いて効果的な事業の実施を計ることが必要です。

① 都市計画事業

道路や公園などを整備する場合は、通常、都市計画事業として行われ、地方公共団体等が必要な用地を買収し、計画に従って工事を実施します。

現在、長井市が実施している都市計画事業はありません。県の都市計画街路事業では、鞆町成田線の本町二丁目から栄町までの区間の整備を進めており、令和 5 年度内の完了を予定しています。また、長井駅海田線においても、新たに令和 4 年 3 月に事業認可され、長井駅前から鞆町成田線までの区間において整備が予定されています。

② 土地区画整理事業（法第 12 条第 1 項第 1 号）

土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設が整備されていない古い市街地や、これから市街化が予想される地区を健全な市街地にするため、公共施設の整備を行うとともに街区を整え良好な宅地を造成する事業です。急激に都市化が進んでいる地域の生活環境悪化を防止し、道路、公園、下水道などの公共施設を前もって整備し、計画的なまちづくりを進めていくことができます。

本市における都市計画決定した土地区画整理事業は 4 地区で 104.2ha が施行済みです。このうち、都市計画決定して行ったものは 2 地区です。

長井市の土地区画整理事業の施行地区

登城町	昭和 48 年から昭和 51 年まで施行	1. 6ha	組合施行
四ツ谷	昭和 55 年から昭和 57 年まで施行	2. 4ha	組合施行
駅 西	昭和 31 年から昭和 38 年まで施行	46. 3ha	都市計画決定
寺 東	昭和 52 年から平成 3 年まで施行	53. 9ha	都市計画決定

8 景観（景観法）

社会環境の変化が進展する中で、人々の価値観が多様化・高度化しており、ゆとりと潤いに満ちた生活空間、豊かさ、文化性が感じられるような快適な地域環境の整備が求められています。

本市では、良好なまちづくり・景観形成を趣旨とした「長井市環境保全基本条例」を平成 6 年 3 月に、景観法に基づく「長井市景観条例」を平成 23 年 3 月に制定し、県の同意を得て「景観行政団体」となりました。

また、江戸時代の最上川舟運に由来する、最上川西岸の街道に沿って商家郡などが点在する長井の町場景観は平成 30 年 2 月に国の「重要文化的景観」として選定されています。今後はこの景観を活かしたまち並みの整備が求められます。